

16. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>官公需法では、国等(独立行政法人、特殊法人を含む)が発注する公共工事、物品納入等において、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないとされ、毎年度、中小企業者向け契約目標額や分離・分割発注の推進等を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されている。同「方針」における契約目標額は年々増加傾向にあり、平成15年度には、契約目標額は約4兆8450億円で、全体の約45.3%に達している(平成15年7月11日閣議決定)。 また、同法では、地方自治体に対しても、国の施策に準じた措置を求めており、これらにより広く分離・分割発注等が行なわれ、公共工事等の合理化・効率化の妨げとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約目標額・目標比率を段階的に適正化すべきである(例えば、官公需法施行当初の25%程度)。 あるいは、契約目標額・目標率の対象を、契約の直接的な請負(納品)業者に限定せず、二次以下の請負(納品)業者も対象とすべきである。 また、分離・分割発注については、コスト削減・工期短縮に資する場合を前提とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性(工期の長期化等)を助長している。これらの是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 なお、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「官公需法に基づく『中小企業者に関する国等の契約の方針』(閣議決定)における中小企業者向け契約目標については、無理な分割発注等の施策を強いることとなっていないか等の観点から、政府調達公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、そのあり方を検討する。また、この検討結果を踏まえて、「中小企業者に関する国等の契約の方針」における「分離・分割発注の推進」についても、例えば、分割発注方式を採用する場合には、透明性確保の観点から、採用する理由を明らかにし公表すること等、改めて見直しを検討する」とある。本件について、実施予定時期を明確にし、早期の見直しを図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>官公需法 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>中小企業庁事業環境部取引課 地方公共団体</p>

その他(2)	公共工事に係わる入札参加資格(地域要件)の見直し
規制の現状	公共工事の入札参加資格については、地元事業者を優先する政策などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)・営業所を有することや過去の工事実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名にあたり考慮すること等の地域要件の設定が広く行なわれている。
要望内容	公共工事の入札参加資格に係わる地域要件の設定については、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善すべきである。
要望理由	<p>過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは工事実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。これらの是正により、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p> <p>地域要件の見直しについては、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。(継続的に検討)」とされており、早期の見直しが図られるべきである。</p>
根拠法令等	地方自治法施行令第167条の5の2 等
制度の所管官庁及び担当課	競争入札を行う地方自治体 等

<p>その他(3)</p>	<p>情報公開窓口における手続きの透明化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項を示す必要があるが、特定する際の審査基準が不透明である。</p> <p>文書が特定できないとの理由で開示請求書の補正が要求される際、文書を特定するに足る情報の追加だけでなく、当初の請求書の文言の削除、変更等を要求され、結果的に開示請求の趣旨が損なわれる等の運用が行われている。また、当該補正要求に応じられない場合、受理拒否等の処分もないまま、開示請求が放置されることとなる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定する際の審査基準を明文化し、公表すべきである。また、行政文書ファイル管理簿には、全ての文書を記載すべきである。</p> <p>開示請求書の補正の要求にあたっては、上記の審査基準に照らし合わせ不備と認められる事項及びその理由を明記の上、書面により要求すべきである。また、行政文書の特定等において双方の見解に食い違いが生じた場合等においては、書面により、正式に受理拒否等の処分を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>そもそもどのような行政文書が存在するかが一切明らかにされていないにも関わらず、「文書名が明示されなければ特定できない」等の理由で補正を要求する等、事実上、情報開示を拒否するかのような対応が行われている。また、行政文書ファイル管理簿では該当文書が見つからないにも関わらず、文書による情報開示請求を行うと、数十にも及ぶ文書のリストが提示される等、当該管理簿が機能していない。</p> <p>現在のような、所管省庁が指定する文言以外では開示を行わない等の運用が行われると、補正要求を通じて、行政による開示請求内容の恣意的な変更が行われ得る。また、合理的でない補正要求により、事実上開示請求の事務手続きを遅延させたり、放置する等の運用が行われている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省行政管理局</p>

その他(4)	パブリックコメントに提出された意見の全文公表【新規】
規制の現状	パブリックコメントを実施した際に提出された意見で、原文が全て掲載されないケースがある。
要望内容	パブリックコメントを実施した際の意見は、例外なく全文を公表すべきである。
要望理由	<p>行政機関の考え方を付すために、提出された意見を適宜整理することはやむをえないが、その場合でも、行政による恣意的な意見整理との懸念を払拭するとともに透明性を確保するため、提出意見の全文を公表する必要がある。</p> <p>なお、「規制の設定又は改廃に係る意見紹介手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)」によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公にしておく必要があるとされているところである。</p>
根拠法令等	規制の設定又は改廃に関わる意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)
制度の所管官庁及び担当課	

その他(5)	商工中金における出資持分の払戻の実現【新規】
規制の現状	商工組合中央金庫は出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
要望内容	商工中金による出資者への出資持分払戻を可能とすべきである。
要望理由	<p>事業協同組合の加入者は、協同組合への出資金をもとに商工中金に出資している。組合加入者が組合から脱会する場合には、商工中金への出資金の譲受人を自ら決めないと、出資持分相当額を現金化できない。事業協同組合の存在価値が希薄となり組合を解散する可能性も出てきたこと、また、組合加入者の倒産・廃業が現実には生じていること等により、商工中金への出資持分の取扱が問題となりつつある。</p> <p>なお、農林中央金庫の会員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができることとなっており(農林中央金庫法第16条)、また、労働金庫法においても同様の規定がおかれていることから(第18条)、商工中金についても、同様の扱いとすべきである。</p>
根拠法令等	商工組合中央金庫法第9条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

<p>その他(6)</p>	<p>電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行の規制では、最大需要電力計が計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されていることを前提に、この間でパルスを受け渡すための表示誤差と機構誤差を試験するように規定している。 この結果、最大需要電力量の現行の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分毎の計量データの平均値をとる必要があり、検定試験作業に時間を要するのが現状である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>現在、電子式複合計器の最大需要電力計の検定については、機械式計器の分離型の試験方法を準用して実施しているが、電子式複合計器の構造、動作原理に応じた試験方法を採用すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>複合一体型電子式計器にあっては、最大需要電力計は分離型ではなく、しかも電子回路とソフトウェアで機能しているため、本来表示誤差も機構誤差もないのが特徴である。したがって、複合一体型電子式計器に限っては、従来の試験方法ではなく、電力量計部との表示整合確認のみ実施することによって、最大需要電力計部の確からしさを確認することが可能である。 検定内容を簡素化することにより、検定手数料の低減が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則第679条、第682条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課</p>

<p>その他(7)</p>	<p>定格電流60Aの電子式単独計器の検定有効期間の設定</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気計器の検定有効期間に関しては、定格電圧が300V以下の単独計器(変成器とともに使用しないもの)については原則10年とされているが、定格電流が20Aおよび60Aの計器にあつては、有効期間が7年と規定されている。(電子式単独計器で一般的に使用している定格電流30Aおよび120Aの計器の有効期間は10年である。)</p>
<p>要望内容</p>	<p>現行の規定によれば、定格電流60Aの電子式単独計器の有効期間は7年となるが、定格電流30Aおよび120A計器と同様に有効期間を10年とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電気計器の有効期間は、過去の開発経緯から、機械式計器は定格電流毎に構造が異なることから、定格電流で有効期間を設定している。 近年の一般家庭の電気使用量増加に対応するため、定格電流60Aの電子式単独計器の必要性が高まっており、現在、同計器の開発を進め、至近に製品化できる見込みである。 定格電流60Aの電子式単独計器は、定格電流30Aおよび120Aの電子式単独計器と同様の構造であり、有効期間を10年とすることが可能であると考える。需要家メニューへの柔軟な対応と最適容量の計器設置による計量コストダウンが図れる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条 計量法第72条 計量法施行令第18条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課</p>

<p>その他(8)</p>	<p>計器用変成器の有効期間の延伸</p>
<p>規制の現状</p>	<p>変成器付電気計器の検査において、変成器に付された合番号が表示された日から起算して10年以内であれば、変成器のデータを書面で添付することによって検査を受けることが認められている。 結果として、変成器の取替え等を行うことなく、継続して使用できる期間は、実質的に10年に計器の検定有効期間を加算した期間である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定計量器検定検査規則第4条で定める変成器のデータを書面で添付することにより検査を受けることが認められている期間である10年を延伸すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>変成器は、可動部がなく原理的に精度の経年変化が小さいと考えられ、電力で実施したサンプル調査結果等においても、精度の経年変化がほとんどないことが確認できていることから、変成器のデータを書面で添付することで検査を受けられる期間の延伸が可能である。 本要望の実現により、変成器取替え頻度の低減による計量コストの低減、変成器の取替えに伴う停電の回避が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法 第16条、第73条、第74条 特定計量器検定検査規則 第4条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</p>

<p>その他(9)</p>	<p>時間帯別計量の検定の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一つの計器で複数の時間帯の電力量等を表示する場合、時間帯計量毎に検定を受ける必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>1つの検出部で計量した値を時間帯毎に区分するような機能を持つ(検出部と一体となった表示機構を有する)電子式計器については、全日計量値を除き、時間帯別計量値の検定を廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子式時間帯別計器の時間帯別計量値は、1つの検出部が計量した値を時間帯毎に区分した値であるため、1つの検出部の計量機能の確からしさが担保されれば、機構上、時間帯別計量値に誤差は発生しない。また、このような機構上の特質の確認は、計器の型式試験において確認が可能である。 よって、電子式時間帯別計器については、型式試験により機構を確認すること、検定において共通する検出部の計量機能の確からしさを確認することにより、時間帯別計量値の確からしさを担保できることから、個々の時間帯計量値の検定を廃止することが可能である。 時間帯別計量を検定対象外とすることにより、計器を取り替えることなく、電気料金メニュー契約を変更できることとなり、消費者ニーズへの迅速な対応と計量コスト軽減が可能となる。 従来の表示端末(分離する事ができる表示機構)に比べて、大幅なコストダウンおよびコンパクト化が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</p>

その他(10)	電気計器の表示規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>「計量値」は、「計量器の表示する物象の状態の値」、すなわち計器の表示機構で表示する値であり、電気計器の表示機構は、検出部と構造上一体となったものであるか、検出部と近接して設置しなければならないこととされている。</p> <p>時間帯別料金メニュー契約には、計量カレンダーを持ち時間帯別に計量・表示する時間帯別電子式計器を設置しているが、料金メニュー変更やハッピーマンデーの導入等の都度、計器取替えや現地での計量カレンダーの設定変更が必要となる。</p>
要望内容	<p>消費者宅に施設された計器(検出部)から遠隔検針で収集した計量データをもとに、営業所システムで時間帯別に振り分け、その結果については消費者が宅内表示端末やインターネット、電話等を通じて容易に確認できる計量システムが実現可能となるよう電気計器の表示に関する規制を緩和すべきである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「計量値」の定義を、現行の計器の表示値に加え、デジタルデータの出力値でもよいこととすべきである。(検則第2条緩和) - 計器本体以外で消費者が計量値を確認する手段がある場合は、電気計器に必ずしも表示機構を設置しなくてもよいこととすべきである。(検則第11条) - 電気計器の検定試験方法における器差試験等については、表示値の検査ではなく、検出部の出力値によってもよいこととすべきである。(検則712条他)
要望理由	<p>消費者ニーズに応えるため、料金メニューの多様化に伴い今後ますます時間帯別契約が増加していく中、時間帯別計量・表示を計器で行う現行の計量システムでは、計量コストや工事要員確保の面で大きな問題となってくる。</p> <p>これらの問題解決のためのひとつの手法として、遠隔検針により収集した計量値データを基に、営業所システムで時間帯別に振り分ける計量システムが挙げられ、これにより料金メニュー変更に伴う計器取替えや計量カレンダーの現地書き換えが不要となる。</p> <p>電力会社による自由な料金メニューの創設が可能となり、消費者は料金の低減化や負荷平準化によるCO₂の削減を図ることができる。</p> <p>上記の新たな計量システムの通信機能を活用することにより、ガス・水道等との共同検針や遠隔家電制御(HEMS)、省エネルギーサービス(ESCO)など新規ビジネスの創出が可能となる。</p> <p>計器本体については、時間帯別機能を有する計器の多品種少量化が進んできたが、上記の新たなシステムにより、表示機構を有さない単機能メーターとすることが可能となり、大幅なコストダウン(一般汎用メーター並)が期待できる。</p>
根拠法令等	<p>特定計量器検定検査規則 第2条、第11条、第712条他</p> <p>特定計量器検定検査規則の規定に基づき通商産業大臣が別に定める特定計量器について(平成6年通商産業省告示第473号 平成6年8月9日告示)</p> <p>計量法、計量法施行令及び計量法施行規則等の解釈及び運用について(平成6年7月1日 六機局第290号) 1. 取引又は証明における計量の定義</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

<p>その他(11)</p>	<p>国及び地方公共団体におけるリース契約の見直し[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国及び地方公共団体がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならないこととされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国及び地方公共団体を一方の契約当事者とするリース契約について、地方自治法の不動産の賃貸契約等と同様に長期継続契約とすることを認めるべきである。また、早期に措置することが困難な場合については、当面の措置として、債務負担行為に関する手続きの簡素化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>構造改革特区における規制の特例措置の第3次提案募集を踏まえ、地方公共団体においては、OA機器に係るリース契約を長期継続契約の対象とする方針が示された(総務省は次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する見込み)。こうした取組みを更に一歩進め、地方公共団体においては、長期継続契約の対象となるリース契約を拡大するとともに、国においても同様の措置を講ずるべきである。</p> <p>また、去る8月に財務省は「複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うものとする」(平成16年度の概算要求について)という見解を各府省に示したが、国庫債務負担行為は予め予算を以って国会の議決を経なければならないため、現行、非常に煩瑣な手続きが求められており、各府省の積極的な取組みを促すためには、手続き面の簡素化が不可欠である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>財政法第15条、会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2 地方自治法第214条、第234条の3</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>財務省主計局法規課 総務省自治行政局行政課</p>

<p>その他(12)</p>	<p>地方公共団体における入札手続の統一化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方公共団体が売買、賃借、請負、その他契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法によることとされており、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定めているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体が独自に定めている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>官民双方の過度な事務負担を軽減する観点から、地方公共団体における入札・開札手続きの電子化を図るとともに、入札申請手続きに係る様式の統一化を講じるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>政府調達(公共事業を除く)に係る入札・開札の電子化に伴い、国においては、申請用フォーマットの統一化が既に図られており、各府省がシステムを導入する本年度中には運用が開始されることとなった。こうした国の取り組みを踏まえ、地方公共団体においても、早期に入札・開札に係る手続きの電子化を図るよう検討すべきである。また、その際には、業務改革の観点から手続きの簡素化について抜本的な見直しを行うとともに、申請基本様式の統一化を図るべきである。</p> <p>本年6月の規制改革集中受付月間における総務省の回答では、本件に関して各地方公共団体における入札手続の簡素化についての自主的な取り組みが阻害され、当該手続きが硬直化する恐れがあると指摘されているが、手続きの電子化の導入を検討する過程において、地方公共団体の取組み意欲を阻害しない範囲で必要最低限の様式を統一化することについては、そのような懸念はあたらない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第234条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省地方自治行政局</p>

その他(13)	アウトソーシング事業に対応した衛生管理者選任規制の緩和【新規】
規制の現状	事業者は、事業場ごとに、その事業場に専属し、かつ第一種、第二種衛生管理者等の資格を有する者の中から、衛生管理者を選任することとされている。
要望内容	第二種衛生管理者の資格を有する者が衛生管理者となりうる事業所内において設置する衛生管理者を、その事業所の社員のみならず、業務委託を受けた会社の社員にも認めるべきである。
要望理由	<p>会社組織の再編・合理化が進む中で、自社の社員でなければならないというファシリティーマネージャーの選任要件が、業務のアウトソーシング化を阻害してきたが、今般、エネルギー管理者、電気主任技術者については、自社以外の外部有資格者からの選任を容認する旨の閣議了解がなされ、事態の改善に向けた取り組みが大きく前進した。</p> <p>ついては、このような取り組みの拡充を図るため、衛生管理者についても、その選任要件の緩和を図るべきである。本件について、厚生労働省は慎重な姿勢を崩していないが、例えば、以下のような内容の業務委託契約をモデルケースとして定めた上で、その要件を満たすような契約を締結した場合においては、外部有資格者から選任することを認めるべきである。</p> <p>アウトソーシングの一環として衛生管理者の業務を受託するものであること 委託主である事業者と受託会社との間で責任及び権限の範囲を明確に定めること 事業者から衛生管理者へ直接指揮命令を下せるような体制を構築すること 業務受託会社の社員が当該事業場の社員に対して、直接指示できるような体制を構築すること 衛生管理者が専属で常駐する事業場を明確にすること 事業場の実態に係わる知識等を予め衛生管理者に熟知させること</p>
根拠法令等	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

その他(14)	機器と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットの一部見直し
規制の現状	<p>電気用品安全法により、電気用品は特定電気用品とそれ以外の電気用品に区分されている。特定電気用品の中には、機器と一体的に使用される専用の直流電源供給装置(ACアダプター)も含まれている。</p> <p>電気用品安全法第10条において、届出事業者は、技術基準適合義務などを履行した場合、経済産業省令で定める方式による表示を付することができ、同法第27条「電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第10条第1項の表示が付されている物でなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」に違反せず販売することができる。</p> <p>電気用品安全法施行規則第7条において記載すべき事項のひとつとして、届出事業者の氏名または名称が定められており、輸入品に関しては届出事業者として輸入事業者の氏名又は名称を表示することが求められている。</p>
要望内容	<p>電気用品安全法の対象外であるパソコンなどと一体的に使用される汎用性の無いACアダプタや電源コードセットについては、同法の対象外とすべきである。</p> <p>仮にそのような措置が困難な場合については、製品そのものでなく包装箱や一体的に使用する製品本体に表示義務となる内容を付すことを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>専ら機器と一体的に使用されるよう設計された直流電源装置等は製品の重要な機能部分であり、通常、単独では使用できない。従って、他の電気製品とともに使用される可能性は無く、また国際的にも、機器本体と直流電源供給装置には、同一の技術基準が適用されていることから、機器本体と分離して特定電気用品に指定する必要はない。</p> <p>また、「各府省庁等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」(平成15年5月)では、「電気機械器具に同梱して輸入する電源コードセット」については当該機械器具と一体として取り扱う旨の回答がなされていることから、少なくとも電気用品安全法の対象外であるPC等に同梱することを前提に単独で輸入する電源コードセットについては、表示義務の簡素化を進めるべきである。</p>
根拠法令等	電気用品安全法第2条、第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第11条、第12条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務情報政策局製品安全課

その他(15)	<p style="text-align: center;">電気用品の事故に係る報告義務の緩和 (製品寿命に達した電気用品に関する事故要因調査の義務緩和)【新規】</p>
規制の現状	<p>電気用品が原因と想定される危害又は損害が発生した場合には、1週間以内に報告書を提出する。やむをえない場合には連絡書にて対応する。</p>
要望内容	<p>電気用品を製造した企業がその安全性を保障できる期間として寿命を公告し、その寿命を超えて使用された製品が事故を起こした場合については、その事故の原因特定、および報告を簡略化し、「製品寿命による現象」として処理できるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>電気用品が故障などを起こした場合、使用状況や部品ごとに状況変化などの想定される数多くのパターンに対して実験を行っている。製品寿命を超えているような製品に関しては再現を行うべき商品が生産終了していることも多いほか、多大なコストをかけて「寿命により が劣化したことが要因で故障した」ことを証明しているのが現状である。</p> <p>電気用品を製造した企業がその安全性を保障できる期間として寿命を公告し、製品寿命を終えた製品の事故に関しては手続を簡略化する。一方、寿命に達する以前に起きた不具合については「電気用品の欠陥」として徹底的な対応を求めるなど、資源の集中をはかることで製品の安全性を高めるべきである。</p>
根拠法令等	<p>電気用品安全法 経済産業省関東経済産業局「電気用品の事故等に係る報告要領」</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課</p>

その他(16)	独占禁止法上のアライアンス関連規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>研究開発の共同化等は、市場における競争が実質的に制限される恐れがあるとして、独占禁止法上の不当な取引制限の問題となり得るとされる。そのため、例えば、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針等において、当不当の判断基準として、参加者の数、市場シェア(合計20%以下)、地位等が設けられている。しかし、世界的な市場規模で判断すべき事業も増す中で、このような制約があるために、他社との共同研究開発や共同生産等を通じたコスト軽減など効率的な企業活動が阻害されている。</p>
要望内容	<p>共同研究開発や共同生産等に関わる規制の独占禁止法上の基準については、「判断にあたっては考慮事項が総合的に勘案される」という指針および運用上の実態を踏まえ、合計20%以下としている市場シェア要件について削除すべきである。</p>
要望理由	<p>デフレ経済が深刻化する中で、わが国産業の国際競争力の強化は、コスト削減が喫緊の課題となっている。共同研究開発や共同生産等、他社との協業を通じた事業活動の効率化は、国際競争力強化に資する取り組みであることから、これを規制する基準について、世界的な市場シェア、国際競争力の動向に充分配慮したものとすべきである。また、実際の判断にあたっては、指針および運用においても、すべての考慮事項を総合的に勘案されており、市場シェア要件の意義は薄れている。これにより、わが国の国際コスト競争力が強化され、「技術革新」のダイナミズムを最大化できる環境の促進が期待される。</p>
根拠法令等	独占禁止法第3条、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

その他(17)	独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>本年の下請法の改正により、役務取引等が新たに対象とされ、ソフトウェア開発なども適用されることとなったが、下請事業者に重層的に外注して開発する構造であることから、一連の取引において、下請法上の規制の対象となる段階とならない段階が混在する。</p> <p>また、下請法第4条において「早期相殺の禁止」(下請事業者に対して下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該材料等の対価の控除または支払いにより、下請事業者の利益を不当に害することの禁止)が規定されている。</p>
要望内容	<p>取引形態が複雑化していることから、下請法の適用基準について、「資本金額」という外形基準のみによる規定を見直し、企業規模を実質的に反映し得る基準を設け、下請法の不公平な適用をなくすべきである。</p> <p>また、下請事業者への部材の有償支給代金の相殺は、相互合意の下であれば、1品毎に符合させるのではなく、一定期間における符合とすべきである。</p>
要望理由	<p>わが国において、経済のソフト化・サービス化の進展により、受託者が役務を提供して得られる成果物を引き渡すことにより、一連の取引が終了するという複雑な取引形態が増えつつある。そのため、ソフトウェア開発等のように重層的構造の取引分野においては、構造的な理由から、下請法違反が発生する場面がある。また、半導体等のように、部材とそれを用いた製品に関する支給代金の符合の手續も困難なものとなっている。本来、独禁法上の優越的地位の濫用規制により弾力的に対応すべきであるが、下請法を適用するのであれば、下請事業者を資本金額のみによって一律に定義して規制するのではなく、その実態を踏まえ、独禁法と下請法の整合性ある運用を行い、親事業者、下請事業者双方にできる限り事務処理負担を削減すべきである。これは、事業活動を効率化させ、国際競争力強化が期待される。</p>
根拠法令等	<p>独占禁止法第19条 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針 下請代金支払遅延等防止法</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業取引課

<p>その他(18)</p>	<p>持株会社規制における総資産基準の撤廃【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>平成9年の独禁法改正により、持株会社は原則解禁となったが、過度の経済集中を招くものを禁止するとして、第9条ガイドラインにおいて、具体的なケース(3類型：総資産15兆円超かつ5以上の事業分野を傘下とする持株会社、大規模金融会社(総資産15兆円超)と大規模な一般事業会社(単体総資産3,000億円超)を傘下とする金融持株会社、相互関連する5以上の事業分野で有力な会社(シェア10%超又は3位以内)を傘下とする持株会社)を示した。その後、2002年5月に独禁法第9条が改正されたが、禁止3類型の考え方は維持されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>持株会社の設立・転化については、原則自由とし、「事後チェック」により、問題のある場合に対処する方向にすべきである。少なくとも、総資産基準による一律規制は撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>持株会社について、グループの総資産額によって一律禁止という事前規制を行うことは、規制改革の基本理念である「事前規制」から「事後チェック」型への移行に反するものである。事業支配力が過度に集中することとなる持株会社については、少なくとも「株式放出命令」(独禁法第17条の2)等の事後チェック型の手段で対応すべきである。これにより、持株会社の形成が容易となることから、企業再編が活発化される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第9条1、2項 事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業結合課</p>

その他(19)	株式所有報告書制度の改善【新規】
規制の現状	一定規模以上の会社が一定比率(10%、25%、50%)を超えて他社株式を所有することになった場合は、その都度、公正取引委員会に対し、株式所有報告書の提出が義務付けられている。また、報告様式の項目2では、本来報告義務の対象とならない持分の増減についても報告することが要求されている。
要望内容	株式所有報告書を提出する場合は、報告の対象となる当該会社に関する事項のみとし、報告様式の項目2(提出会社に関する事項)を簡素化すべきである。
要望理由	株式所有報告書制度については、平成13年の独禁法改正により、報告義務のある会社(総資産20億円超かつ当該会社と議決権保有比率が50%超の関係にある国内の親会社と子会社の総資産を合計した額が100億円超の会社)は、毎事業年度に1回株式所有報告書を提出していたものから、議決権保有比率が10%、25%、50%を超える都度提出することになった。激しい事業環境に対応していくため、議決権比率が期中に変動することがしばしばあるため、関係会社を多く保有する企業にとっては、報告回数が増大している。また、報告様式の項目2では、本来報告義務の対象とならない持分の増減についても報告することが要求されており、従来よりも負担が増大していることから、これを簡素化することにより、事務負担が大幅に軽減される。
根拠法令等	独占禁止法第10条第2項、第3項
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課